

静岡地方法務局管内の人権相談対応について

第1 対応方針

人権相談は、人権相談取扱規程第2条（＊）に規定されるとおり、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他機関への通報、日本司法支援センターへの紹介又は助言等を行うことで、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としています。そして、その対応に当たっては、法務局職員及び人権擁護委員（以下「相談対応者」という。）が御相談内容に真摯に耳を傾け、誠実に対応します。

ただし、人権相談対応中に、以下のような犯罪行為又は著しい迷惑行為があり、その際の言動・態様が社会通念上不相当なものであると判断した場合には、相談対応を終了します。また、犯罪行為に該当すると判断した場合は警察に通報する等、組織として毅然とした対応をします。

【犯罪行為又は著しい迷惑行為の例】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・精神的な攻撃（暴言、侮辱、脅迫、差別的言動）
- ・威圧的な言動
- ・嫌がらせ、いたずらと認める言動
- ・著しく粗野又は乱暴な言動
- ・必要な回答をした後の同一の相談や主張の過度の繰り返し

第2 適用範囲

本対応は静岡地方法務局管内で相談対応者が実施する全ての人権相談業務に適用されます。

第3 相談時間

1回の相談時間は、30分を目安とします。

令和8年1月20日

静岡地方法務局人権擁護課

*法務省HP参照